

令和7年6月19日
尼崎市アスベスト対策会議
資料2

アスベスト一般環境濃度

(総繊維数濃度:単位:本/L)

No.	観測地点	所在地	平成22～令和元年度	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
			(最小) ～ (最大)	5月	9月	1月	5月	9月	1月	5月	9月	1月	5月	9月	1月	5月	9月	1月
1	総合老人福祉センター (国設尼崎測定所)	東難波町 4-9-25	0.06 ～ 2.22 【0.2】	0.09	0.06	不検出	不検出	不検出	不検出	0.06	0.06	0.06	0.06	0.09	0.06	0.11	0.06	0.06
2	ハーティ21 (衛生研究所)	南塚口町 4-4-8	0.06 ～ 1.56 【0.3】	不検出	不検出	0.06	0.07	不検出	不検出	0.06	0.06	不検出	0.06	不検出	不検出	0.07	0.13	不検出
3	東本町 (国道43号測定所)	東本町 4-47地先	0.06 ～ 1.65 【0.2】	0.10	0.07	不検出	0.06	不検出	不検出	不検出	0.07	不検出	0.06	不検出	不検出	0.09	0.12	0.06
4	株クボタ旧神崎工場周辺 (浜小学校)	浜2-21-1	0.06 ～ 1.74 【<0.2】	0.06	0.06	不検出	不検出	不検出	不検出	0.06	不検出	0.06	不検出	不検出	0.07	0.08	0.10	不検出

- 環境省「アスベストモニタリングマニュアル(第4版)」による方法。総繊維数濃度が1本/Lを超過した場合は、電子顕微鏡法によりアスベスト繊維数濃度分析を実施(【 】により表記)。□
- 表示値は、3日間(3回)実施した測定値の幾何平均を表す。
- 「不検出」とは、0.056本/L未満を意味する。
- 基準は、大気汚染防止法に係る石綿製品製造施設の敷地境界におけるアスベスト繊維数濃度10本/Lを目安とする。